

GOVERNANCE

- 45 コーポレート・ガバナンスの状況
- 50 コンプライアンス
- 51 リスクマネジメント
- 53 社外取締役からのメッセージ
- 55 取締役・監査役

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況
東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」において開示すべきとしている11原則の対応状況については、コーポレート・ガバナンス報告書をご覧ください。

コーポレート・ガバナンス報告書
<https://www.suzuken.co.jp/csr/pdf/governance.pdf>

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化を重要なテーマと位置付け、「マネジメント体制の強化」、「リスク管理体制の強化」、「ディスクロージャーおよびアカウンタビリティの充実」を基軸とした取り組みにより、当社グループに対するステークホルダーからの信頼を高め、継続的かつ健全な発展を図っていきます。

企業統治の体制の概要

当社は、経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う体制としています。これまでに役員退職慰労金制度の廃止、取締役の定員枠の縮小、業績や貢献度に連動した役員報酬制度を導入しています。また、取締役の任期を定款で1年と定め、取締役の職務執行の責任強化を図っています。

当社子会社の管理体制に関しては、「当社からの取締役もしくは監査役の派遣」、「関係会社管理規程に準拠した当社への報告・決裁承認体制」および「当社の監査役、内部監査室および会計監査人による子会社各社の定期監査の実施」などにより、子会社の役員および従業員の職務執行状況の監督・監査を行っています。また、子会社各社の特質などを踏まえ、適切な内部統制システムの整備・指導を行っています。

コーポレート・ガバナンス早見表 (2020年度)

機関設計の形態	監査役会設置会社
取締役の人数(内、社外取締役の人数)	10名(3名)
監査役の人数(内、社外監査役の人数)	4名(2名)
取締役の任期	1年
執行役員制度の採用	有
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

主な会議体の開催回数等 (2019年度)

取締役会	23回
監査役会	15回
社外取締役の取締役会への出席状況	100%
社外監査役の取締役会への出席状況	97%
社外監査役の監査役会への出席状況	96%

取締役・取締役会

取締役会は、法令、定款および「取締役会規程」ならびにその他社内規程に基づき、重要事項を審議・決定するとともに、取締役および執行役員の職務執行の状況を監督します。

2020年3月期は23回の取締役会を開催し、法令により定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員からの報告を通じ、職務執行の的確性・効率性などを相互に監督・監視しました。

監査役・監査役会

当社の監査役会は、原則として月1回、その他必要に応じて開催しています。2020年3月期は15回の監査役会を開催し、監査結果の報告を行うほか、必要な事項について協議を行いました。

各監査役は監査役会の定めた監査役監査基準、年度の監査方針・監査計画に基づき、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員および内部監査部門などから職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本社、主要な事業所および子会社において、業務および財産の状況、法令などの遵守体制、リスク管理体制などの内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて監査を行っています。また、必要に応じて子会社から報告を受けています。

また、監査役として社内の課題に精通した常勤監査役2名と、それぞれが法律、会計の専門家である社外監査役2名を選任し、モニタリング機能の充実を図っています。

内部監査

内部監査は、社長直轄の内部監査室監査課(11名)が担当し、内部監査規程に基づき、当社の事業所および子会社を対象として、コンプライアンスの徹底、リスクコントロールを重点に、内部統制が的確に機能しているかについて監査を行っています。

内部監査室は、年度ごとに監査計画を立案し、社長より承認を受けた「監査計画」に基づき、実地監査と書面監査を併用して行い、監査終了後は社長に「監査報告書」を提出しています。「監査報告書」の内容から社長が改善を必要と認めた事項について、

内部監査室は被監査部署に対し「改善指示書」により改善指示を行い、改善計画の作成とその実施状況について「監査改善状況報告書」にて報告させています。監査役との連携については、効率的かつ有効な監査を実施するために監査役と年度監査計画立案について意見交換を行うほか、監査役会に対して定期的な監査結果の報告を行っています。

指名・報酬委員会

取締役、執行役員および参事の指名・報酬に関しては、取締役会にて選任された取締役最高顧問、代表取締役、社外取締役3名の計5名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、審議しています。委員の過半数は社外取締役で構成されており、その透明性・客観性を確保しています。また、当該委員長は、当該委員の中より取締役会が選任しています。

なお、当該委員会は、法令に基づく委員会ではありません。

役員報酬の内容

当社の役員報酬は、「役員報酬総額の上限額(6億円以内)」および「役員報酬総額の10%を上限とした譲渡制限付株式報酬の導入」に基づき、取締役会で決定しています。

取締役の報酬については、「取締役・執行役員・参事評価内規」「取締役・執行役員・参事処遇内規」に基づき、全社業績指標および担当部門業績指標を用いた総合的な業績評価を実施し、「指名・報酬委員会」での総合的・客観的な検討を経て、取締役会にて決定しています。監査役の報酬については、監査役の協議により決定しています。なお、取締役最高顧問、社外取締役および監査役については、固定報酬としています。

2019年度の取締役および監査役の報酬額の総額は下記のとおりです。

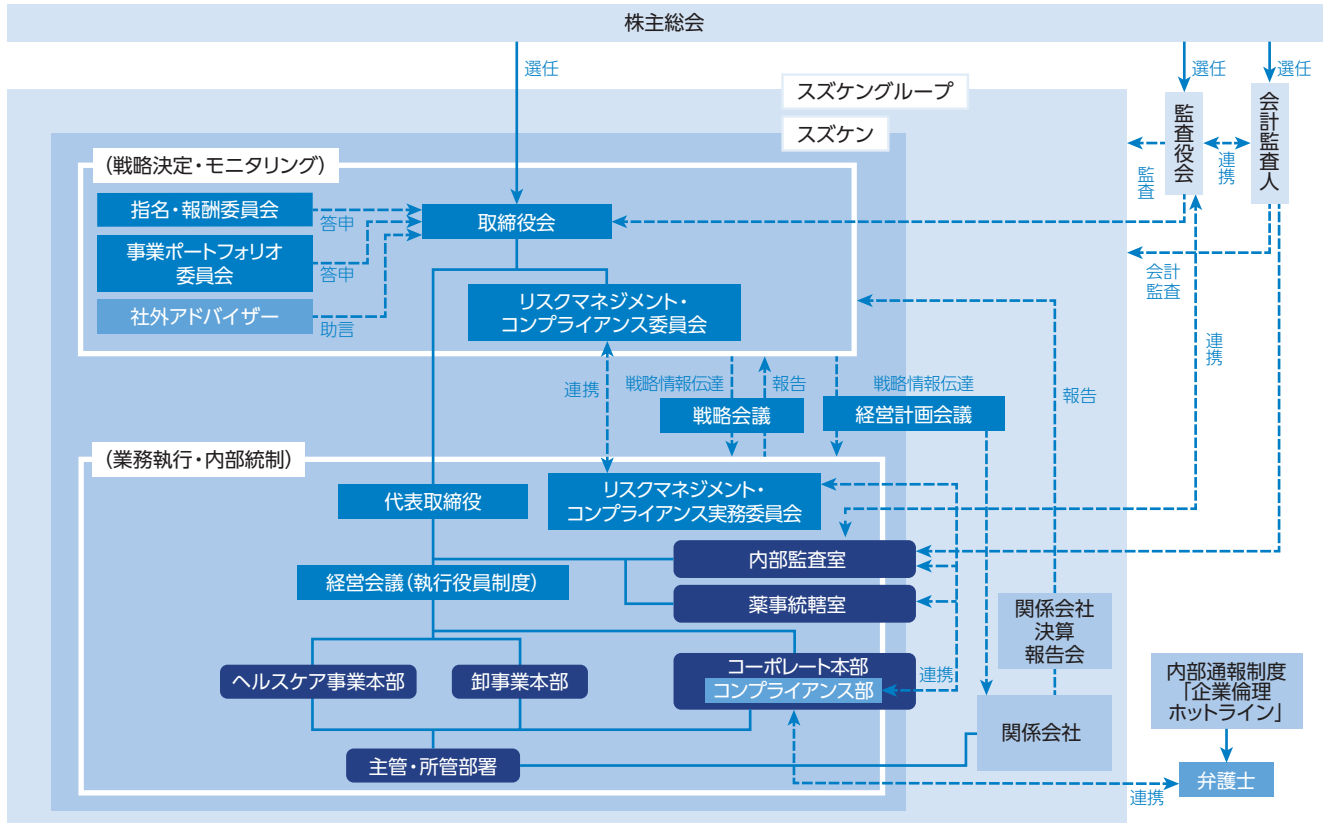
取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 9名	423百万円(うち社外取締役 3名 36百万円)
監査役 4名	53百万円(うち社外監査役 2名 17百万円)

上記取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の額には譲渡制限付株式による報酬額42百万円が含まれています。

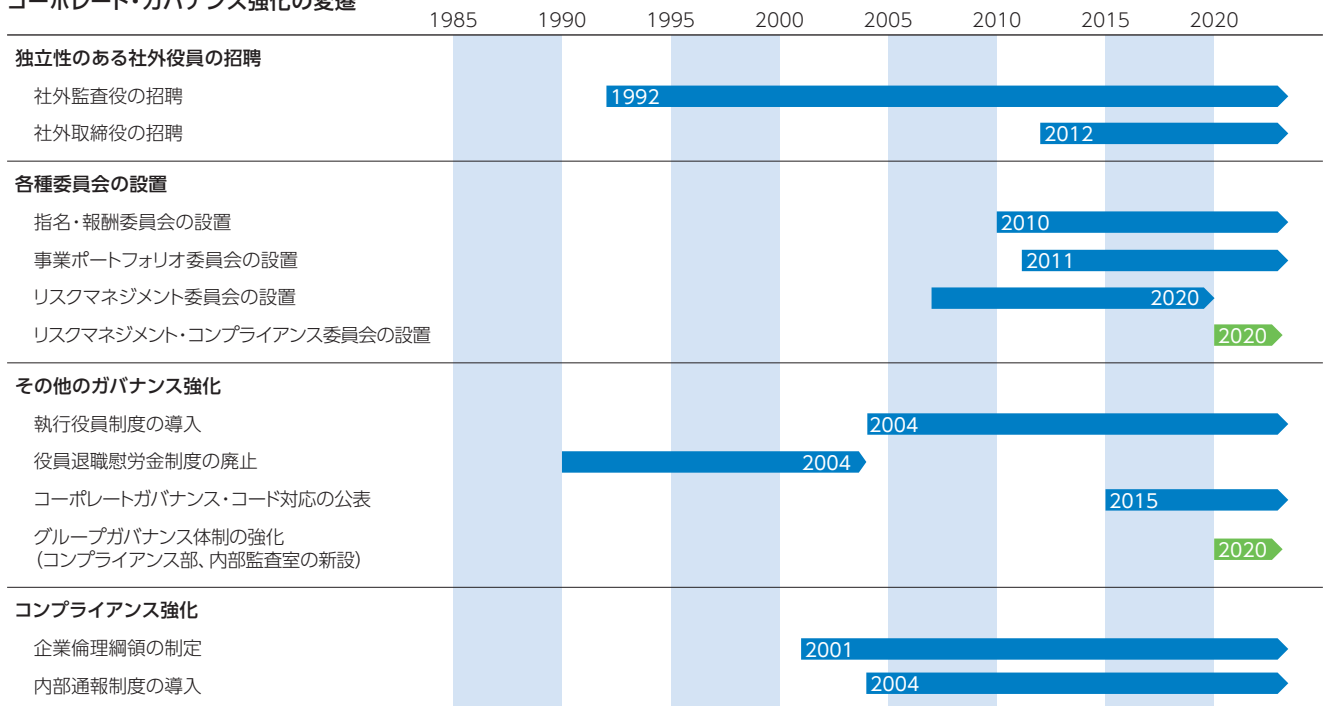
コーポレート・ガバナンス

ガバナンス全体概要図



注 各種委員会は法令に基づく委員会ではありません。

コーポレート・ガバナンス強化の変遷



取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等

当社取締役会は、原則月2回開催し、迅速かつ効率的に意思決定を行っています。取締役会メンバーは、性別・年齢などにかかわらず、当社の事業に対し豊富な知識・経験を持つ取締役と、高度な専門知識・見識を有する弁護士、公認会計士、有識者である社外取締役から成り、多様性と適正規模(定款に定める10名以内)を両立させています。

監査役については、高度な専門知識を有する弁護士、公認会計士の社外監査役が半数を占めており、多面的に意思決定および監督・監視を行っています。

なお、社外取締役および社外監査役については、当社との間で特別な利害関係はなく、それぞれ独立役員として指定しています。

また、月2回の取締役会のうち1回には執行役員も参加し、次期リーダーを育成する場としての機能も有しています。執行役員も参加する取締役会には、医薬品卸売事業における主要子会社3社の社長もオブザーバーとして参加し、グループ一体となった経営基盤の強化を図っています。

取締役会の実効性評価

2020年3月期の結果は、以下のとおりです。

(1) 概要

当社取締役会は、指名・報酬委員会、事業ポートフォリオ委員会、経営会議、経営計画会議、関係会社決算報告会などの会議体(以下「連携会議体」といいます)と有機的に連携することを通じて、グループ全体のガバナンスを機能させています。よって、当社では、「ガバナンス全体概要図」で関係性が示されるこれら会議体と取締役会が有機的に連携しているかを確認する中で、取締役会の実効性評価を実施しました。

(2) 評価の主体および対象

当社取締役会の実効性評価は、中立性および独立性を担保するため、独立社外取締役および独立社外監査役が主体となり、経営企画部を事務局として実施します。

なお、当社取締役会の実効性評価は、取締役会自体の活動のみならず、連携会議体の活動についてもモニタリングの対象

として実施します。独立社外取締役および独立社外監査役は、事業年度を通じて取締役会および連携会議体の全部または一部に継続的に出席し、これら連携会議体との有機的連携の確認を踏まえ、当社取締役会が実効的に機能しているか、グループ全体でガバナンスが機能しているかをモニタリングします。

(3) 評価の視点

当社取締役会の実効性評価は、以下に例示される視点に従って行われます。

- ① グループガバナンスが適切に構築・維持されているか
- ② 中長期戦略が適切に決定されているか
- ③ 決定された中長期戦略の実行が適切にモニタリングされているか
- ④ 経営執行部のコンプライアンス意識が適切に形成されているか

(4) 評価のとりまとめ

事業年度終了後、独立社外取締役および独立社外監査役は、各自がモニタリングした内容を報告して協議し、当該事業年度における当社取締役会の実効性評価の結果を取りまとめます。なお、当該取りまとめの結果は、取締役会に協議事項として提出され、業務を執行する取締役との認識共有などが図られます。このようにして取りまとめられた評価の結果は、取締役会および経営会議に提出され、これをすべての取締役および執行役員が共有し確認します。

(5) 2020年3月期の取締役会の実効性に関する評価結果

以上のプロセスを経て確認された、2020年3月期における当社取締役会の実効性評価の結果は、以下のとおりです。

- ① 当社取締役会は、社内取締役6名および社外取締役3名より構成され、監査役4名が出席し、活発かつ多様な意見の交換により適正に運営されています。
- ② 連携会議体では、活発な議論が行われ、当社取締役会からの諮問事項の決定、グループ全体におけるPDCAサイクルの実施などが適切に行われています。
- ③ 当社取締役会は、中期成長戦略「One Suzuken 2019」

コーポレート・ガバナンス／コンプライアンス

の実行などにより、グループのガバナンスを着実に進めているものと認められます。

- ④ 当社取締役会は、事業ポートフォリオ委員会などとの連携により、グループの中長期戦略を適切に決定しているものと認められます。
 - ⑤ 当社取締役会は、経営会議、関係会社決算報告会などとの連携により、グループの中長期戦略の実行を適切にモニタリングしているものと認められます。
 - ⑥ 当社取締役会は、経営トップによる発信および研修体制の構築などにより、コンプライアンス意識のグループ全体への浸透を図っています。
- なお、2019年11月に独占禁止法違反の疑いにより公正取引委員会の立ち入り検査を受けた後については、調査への適切な対応などに努めているものと認められます。
- ⑦ 当社取締役会につき、協議事項の活用および資料配布などの運営面に改善が認められます。
 - ⑧ 経営環境の変化に対応するため、連携会議体を再構成するとともに、新中期成長戦略の策定などの取り組みについて適切にモニタリングしているものと認められます。

(6) 2021年3月期について評価の方針

2020年3月期の取締役会の実効性評価に至る検証を踏まえ、当期の取締役会の実効性評価は、次の課題を認識したうえで実施します。

- ① グループ全体における法令遵守体制の整備状況の確認
- ② 新中期成長戦略の遂行状況の確認

取締役・監査役に対するトレーニング

当社は、新任取締役や監査役にリスクやコンプライアンスに対する研修を行っています。また、その役割と責務を適切に果たすために必要な社外研修やe-ラーニングによる社内研修などを、必要に応じて適宜実施するものとしています。

社外取締役および社外監査役の選任

社外取締役については、当社は3名の社外取締役を選任しています。当社との人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はなく、それぞれ独立役員として指定しています。

社外監査役については、2名の社外監査役を選任しています。当社との人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はなく、それぞれ独立役員として指定しています。

また、独立役員の属性として証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しています。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任に当たっては、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすとともに、高度な専門的知識・見識を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しています。

コンプライアンス

コンプライアンスの基本的な考え方

スズケングループは、「コンプライアンスは行動の最上位にある」を掲げ、従業員一人一人のコンプライアンス意識の醸成や継続的な向上に努めています。

すべての従業員が、法令遵守はもとより、ステークホルダーの期待や要望に応える行動を実践することで、「事業の発展と社会の利益との調和」を図っています。

企業倫理綱領の制定

スズケンでは、従業員一人一人が主体的かつ自主的に実践すべき基本となる行動規範を明らかにするため、「スズケン企業倫理綱領」および「企業倫理綱領細則」を制定しています。

コンプライアンス研修の実施と従業員の宣誓

コンプライアンス浸透に向けた活動として、毎年度、グループの役員・執行役員・従業員を対象に、e-ラーニングなどによるコンプライアンス研修を行っています。研修後、「コンプライアンスが行動の最上位にあることを常に意識し、違反に当たる行為は一切しない」と一人一人が宣誓しています。また、コンプライアンスに関する職場ディスカッションも実施しています。

贈収賄・不正行為防止への取り組み

企業倫理綱領細則において、「公平・公正かつ透明な取引と対等な関係づくり」および「関連法規の遵守」を行動規範として定め、贈収賄・不正行為防止に取り組んでいます。役員・執行役員・従業員へのコンプライアンス浸透に向けたコンプライアンス研修を行うとともに、海外における贈収賄防止法に関する学習を定期的に行っています。

知的財産の尊重

第三者の所有する権利を侵害しないだけでなく、当社の知的財産を有効に活用するよう、企業倫理綱領細則において「業績の更なる向上と財産の保全」を行動規範として定めています。

独占禁止法遵守に向けた取り組み

当社は2019年11月27日に、独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。立ち入り検査を受けたことを厳粛に受け止め、公正取引委員会の検査に全面的に協力しています。

また、改めてガバナンス体制を強化するため、2020年4月にコンプライアンス部、内部監査室を設置するなど組織再編を実施しました。

加えて、新たに独占禁止法に対する行動指針を定め、従業員一人一人の知識・意識を高めるための教育を継続しています。このほか、新たに独占禁止法に特化した相談窓口・専用ダイヤルを設置し、ワンストップで従業員からの相談に対応できる体制を構築しました。

これら以外に、内部監査部門における監査項目の一つとして「独占禁止法に違反する行為」を設けました。今後、独占禁止法違反に関する被疑を受けることのないよう再発防止に努めていきます。

薬事関連・医薬品情報の提供に関する取り組み

社長直轄組織として、薬事関連や医薬品情報などを統轄管理する「薬事統轄室」を設置し、医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインや医薬品医療機器等法、日本版GDPガイドラインなどに対する効果・効率的な運営とグループ各社との連携強化を図るための体制を整えています。

医薬品流通に関する基本的な考え方

医薬品流通は、公共的意義など重要な役割を持つものであり、医薬品卸の果たすべき社会的責任と捉えています。当社では日本医薬品卸売業連合会が制定したJGSP[※]に定められた規範に準拠したサプライチェーンを構築しています。例えば、偽造医薬品などの流通を防止するために、関連法規に基づく販売を行うための適正販売システムを構築するなど、コンプライアンスを確保し、実践しています。

[※] JGSP (Japanese Good Supplying Practice) : 医薬品供給における品質管理と安全管理に関する実践規範

コンプライアンス／リスクマネジメント

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・体制

当社は「企業は社会の公器であること」の認識および「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で臨みます。

重要な行動指針である「企業倫理綱領」および「企業倫理綱領細則」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求などに対する姿勢および具体的対策を明文化し、社内コミュニケーションを通じた教育・研修により、すべての役員、執行役員、参事および従業員への周知徹底に努めています。

また、外部専門機関などとの緊密な連携体制を整え、子会社のリスク管理責任者を含め「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」にて、外部専門機関などから入手した反社会的勢力に関する情報を共有し、注意喚起を図ります。反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不法な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施および外部専門機関などからの情報の素早い収集に努めます。

リスクマネジメント

リスクマネジメントの基本的な考え方

スズケングループは、リスクの発現を予防する「未然の防止」と、リスクが発現した際に速やかにその状況を把握して迅速かつ適切に対処する「影響の最小化」をリスクマネジメントの第一義としています。これらの取り組みを通してステークホルダーからの信頼を高め、グループの企業価値の維持向上を図っています。

リスク管理体制を構成する主な組織・役割

当社は企業活動の基本にはコンプライアンスが存在することを認識し、また、会社の資産を保全することがすべてのステークホルダーの期待に応えることであると考え、実効性のあるリスク管理体制の構築・整備・運用に努めています。

(1) 取締役会

企業戦略的な観点からリスク管理を総合的に監督する権限を有し、企業戦略を円滑に展開するうえでのリスク管理にかかる適切な資源配分、総合的なリスク対策に関する決定を行います。

(2) リスク管理責任者

当社グループのリスク管理の責任者として、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会、セグメント実務委員会、リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会、販売情報提供活動審査・監督実務委員会、コンプライアンス部、主管・所管部署、リスクオフィサーを統制し、指揮を執ります。

(3) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

取締役会の下部組織として、当社グループのリスク管理を適切に行うため、リスク管理に関する方針や方向性を策定し、必要に応じて取締役会に答申、報告を行います。

(4) セグメント実務委員会

当社グループセグメントのリスク管理を効果的、効率的に行うため、実際の側面から対策を検討し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対して必要な報告や提案を行います。

(5) リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会

当社グループのリスク管理を効果的、効率的に行うために、実際の側面から対策を検討し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対して必要な報告や提案を行います。

(6) 販売情報提供活動審査・監督実務委員会

当社グループの販売情報提供活動の審査・監督を効果的、効率的に行います。また、社長直轄組織の薬事統轄室から定期的に報告を受け、実際の側面から課題を検討し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対して必要な報告や提案を行います。

(7) コンプライアンス部

経営者および各部門間、子会社間の調整を図り、リスク全般に関する全社的な現状把握および分析、並びに対策の立案および実施を一元的に管理します。

(8) 本社各部署の責任者(リスクオーナー)

主管するリスクに関して、コンプライアンス部と連携して、リスク情報の早期入手、再発防止策を立案します。

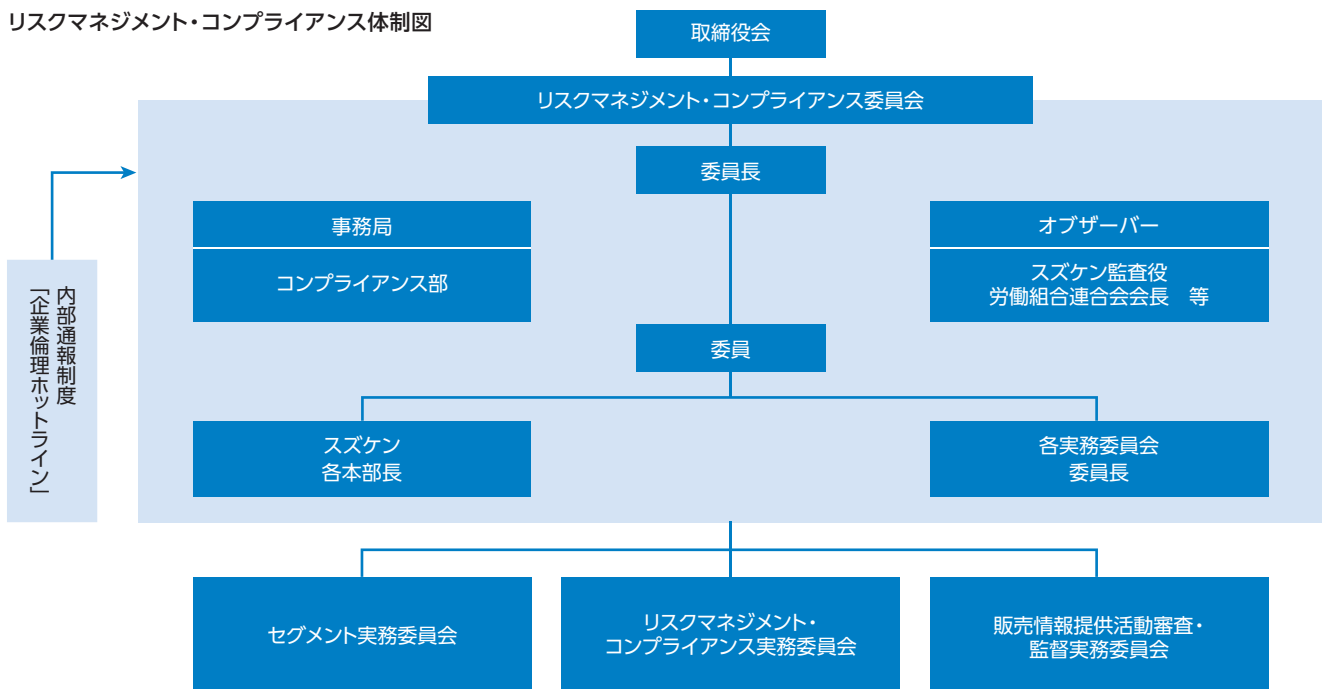
(9) 推進責任者(リスクオフィサー)

各部署や子会社のリスク管理の推進責任者として、委員会で検討されたリスク管理に関する事項について従業員への周知徹底を図ります。また、自部署のリスクの管理およびその従業員への教育指導を行います。

内部通報制度の導入

当社および当社子会社において法令などを誠実に遵守する体制を補完するものとして、内部通報制度「企業倫理ホットライン」を設置しています。会社において法令・定款違反行為、その他グループのブランドを傷つける行為が行われた、または行われようとしていることを従業員などが知ったときに「企業倫理ホットライン」へ通報することができます。当制度を運用することで、早期にリスクを察知し、速やかに是正措置を講じています。

リスクマネジメント・コンプライアンス体制図



リスクマネジメント／社外取締役からのメッセージ

情報セキュリティの強化

企業活動において、収集・蓄積・伝達・提供される情報は極めて重要な資産です。スズケングループでは情報資産を適切に保護し、リスクに対応するため、「情報セキュリティポリシー」を定めています。また、情報システムおよびネットワークの適切な運用管理、開発、利用に関する情報セキュリティ対策を体系的に定めるとともに、定期的な教育によって社員の意識向上に努めています。

情報セキュリティ組織は、コンプライアンス部を中心に、取締役会、情報セキュリティ責任者、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会などから構成され、情報資産を誤用または悪用から保護するとともに、損失を最小限にするため、サイバーセキュリティを含む情報セキュリティの強化を図っています。

デジタル化の進展によって情報セキュリティへのリスクが高まる中、デジタル化に対応した新たなビジネスモデル構築を進めるうえでも、時代の変化に応じて「情報セキュリティポリシー」の見直しや体制強化を図り、グループ全体のセキュリティレベルの向上に取り組んでいきます。

社外取締役からのメッセージ

社外取締役
上田 圭祐

信頼される企業グループを目指し
ガバナンス体制を構築

社外取締役として、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまからスズケングループが信頼される企業となるよう努めることが、私の役割であると考えています。

当社では取締役会は月2回開催されています。そのうち1回には、執行役員に加え医薬品卸売事業主要3社のトップをオブザーバーとして参加させることとし、これによってグループ意識を高めてきました。コンプライアンス強化などの課題はあるものの、こうした取締役会の変化にも見られるように、前中期成長戦略を通して当社グループのガバナンスは着実にレベルアップしてきていると感じています。

昨今、欧米では事業を通じてどれだけ社会に貢献しているかが、企業の信頼性を評価する尺度になりつつあります。当社グループが今後も持続的な成長を遂げるためには、こうした社会背景をしっかりと認識し、より社会に貢献する事業を創出していく必要があります。2020年度からスタートしている新中期成長戦略では、新しいビジネスモデルの構築に注力するとともに、迅速な意思決定を可能にする柔軟なガバナンス体制の構築と、人材の育成に取り組めます。また、子会社の管理も含めたグループガバナンスの強化にも一層注力していきます。

社外取締役
岩谷 敏昭



新しいビジネスモデルの構築と 新任取締役に期待

私は、経営者が将来を見据えた戦略を打ち立てているか、経営のPDCAをきちんと回しているかを株主の皆さまに代ってモニタリングすることが、社外取締役の重要な役割の一つだと思っています。2年目となった2019年度の実効性評価結果では、前年度の指摘事項が改善されたことが確認できました。

特に、実効性評価の対象である連携会議体に含まれる事業ポートフォリオ委員会は、極めて重要な役割を果たしています。事業の状況や新規事業につき率直に議論が交わされ、新たなビジネスモデルの構築に向け医療系IT企業との協業・提携などの議論を進めています。今後は、アフター・コロナ対応の新しいビジネスモデルの構築にも期待しています。

一方で、当社は2019年11月に公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。改めてコンプライアンスを徹底し、社会から信頼されるスズケンブランドを再構築する必要があります。2020年度は、3人の新任取締役に就任したので、今までにない機能が発揮されることを期待しています。私自身もさまざまな会議体において、これからも経営への牽制機能を果たす所存です。

社外取締役
薄井 康紀



組織改編によるコンプライアンス強化と 新規事業への挑戦

当社には50社を超えるグループ会社があり、「健康創造」という領域でさまざまな事業を展開しています。国民の健康を守り育てる事業を行っていくうえでは、社会から信頼されることが極めて重要です。そこで、グループガバナンスの強化に向けて、2020年4月にリスクマネジメント・コンプライアンス体制を見直しました。さらに、新しく社長直轄の「内部監査室」とコーポレート本部下の「コンプライアンス部」を設置しました。グループ一丸となってコンプライアンス最上位を実践し、スズケングループの発展と企業価値の向上を目指してほしいと思います。

また、社会的使命を果たすためには、社会の変化を先取りして事業に反映することが必要です。新中期成長戦略の実現のために取り組む新規事業には、実践してみなければわからない部分もありますが、新しい道を拓くためには積極的な投資も必要であり、リスクを考へつつ果敢に挑戦していくことが求められます。新規事業の検討の場である事業ポートフォリオ委員会には、今後も思慮深くも既成の概念にとらわれない議論で、当社グループの将来の事業像を描いていく役割を期待しています。

取締役・監査役

取締役



別所 芳樹

取締役最高顧問

1966年 4月 (株)東海銀行(現在の(株)三菱UFJ銀行)入行
 1970年 3月 当社入社
 1970年 8月 取締役
 1973年 1月 常務取締役
 1973年12月 専務取締役
 1975年 4月 代表取締役専務
 1983年 6月 代表取締役社長
 2004年 6月 代表取締役社長執行役員
 2007年 4月 代表取締役会長執行役員
 2020年 4月 取締役最高顧問(現任)



田村 富志

取締役専務執行役員
卸事業本部長

1984年 4月 当社入社
 2010年 7月 三重営業部長
 2012年 4月 執行役員
 2014年 4月 名古屋営業部長
 2015年 4月 常務執行役員
 2016年 4月 営業推進統轄部長
 2016年 6月 取締役常務執行役員
 2017年 4月 営業本部副本部長兼
営業推進統轄部長
 2020年 4月 取締役専務執行役員(現任)
卸事業本部長(現任)



宮田 浩美

代表取締役社長執行役員

1984年 4月 当社入社
 2006年 6月 物流部長
 2008年 6月 執行役員
 2009年 4月 経営企画部長
 2011年 4月 常務執行役員
 2012年 4月 専務執行役員
 2012年 6月 取締役専務執行役員
 2013年 4月 企画本部長兼経営企画部長
 2014年 4月 企画本部長
 2015年 4月 取締役副社長執行役員
 2016年 4月 代表取締役社長執行役員(現任)



田中 博文

取締役常務執行役員
ヘルスケア事業本部長

1985年 4月 当社入社
 2008年10月 金沢営業部長
 2010年 7月 エリアロジスティクス部長
 2012年 3月 (株)SDネクスト(現在の(株)エス・ディ・コラボ)代表取締役社長
 2014年 4月 執行役員
 2015年 4月 SCM本部長
 2017年 4月 営業本部副本部長兼営業企画部長
 2018年 4月 常務執行役員
 2020年 4月 ヘルスケア事業本部長(現任)
 2020年 6月 取締役常務執行役員(現任)



浅野 茂

取締役副社長執行役員
コーポレート本部長

1990年 4月 当社入社
 2005年 3月 (株)コラボクリエイト(現在の(株)エス・ディ・コラボ)代表取締役社長
 2009年 6月 執行役員
 2010年 7月 SCM本部長
 2012年 4月 常務執行役員
 2015年 4月 専務執行役員
企画本部長兼
薬事管理部・CSR推進室担当
 2015年 6月 取締役専務執行役員
 2017年 4月 コーポレート本部長兼
経営企画部長兼リスクマネジメント統轄室担当
 2019年 4月 取締役副社長執行役員(現任)
コーポレート本部長兼
リスクマネジメント・薬事担当
 2020年 4月 コーポレート本部長(現任)



染谷 昭彦

取締役常務執行役員
卸事業本部副本部長兼製品戦略統轄部長

1984年 4月 当社入社
 2010年 4月 湘南営業部長
 2014年10月 埼玉営業部長
 2015年 4月 執行役員
 2016年 4月 名古屋営業部長
 2019年 4月 常務執行役員
 2020年 4月 卸事業本部副本部長兼
製品戦略統轄部長(現任)
 2020年 6月 取締役常務執行役員(現任)



高橋 智恵

取締役執行役員
薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長

2000年 4月 当社入社
 2015年 4月 薬事管理部長
 2017年 2月 コーポレートコミュニケーション部長
 2019年 2月 薬事統轄室長
 2020年 4月 執行役員
薬事・内部統制・監査担当兼
薬事統轄室長(現任)
 2020年 6月 取締役執行役員(現任)

監査役



上田 圭祐

社外取締役

1962年10月 公認会計士五領田元男事務所入所
 1966年 4月 公認会計士登録
 1968年12月 監査法人丸の内会計事務所(現在の有限責任監査法人トーマツ)入所
 1998年 4月 公益財団法人日比科学技術振興財団監事(現任)
 2000年 4月 財団法人越山科学技術振興財団監事(現任)
 2001年10月 公益財団法人三甲美術館監事(現任)
 2006年 4月 公認会計士上田圭祐事務所開業
 2012年 6月 当社社外取締役(現任)



竹田 憲之

常勤監査役

1982年 4月 当社入社
 2010年11月 東京多摩営業部長
 2012年 6月 (株)スズケン沖縄薬品代表取締役社長
 2014年10月 CSR推進室長
 2017年 2月 リスクマネジメント統轄室長
 2017年 6月 常勤監査役(現任)



岩谷 敏昭

社外取締役

1992年 4月 弁護士登録
 牛田・白波瀬法律事務所入所
 1994年 6月 当社社外監査役
 2000年10月 アスカ法律事務所開業
 2001年 9月 弁理士登録
 2009年 4月 甲南大学法科大学院教授(現任)
 2013年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科招聘教授(現任)
 2013年 5月 大阪大学知的財産センター(現在の知的基盤総合センター)特任教授(現任)
 2015年 6月 当社社外取締役(現任)



玉村 充徳

常勤監査役

1984年 4月 当社入社
 2013年 4月 管理統轄部長
 2015年 7月 監査室長
 2017年 5月 リスクマネジメント統轄室長
 2018年 6月 常勤監査役(現任)



薄井 康紀

社外取締役

1976年 4月 厚生省(現在の厚生労働省)入省
 2006年 9月 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
 2008年 7月 社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局局長
 2010年 1月 日本年金機構副理事長
 2013年12月 厚生労働省退職
 2015年12月 日本年金機構副理事長退任
 2016年 6月 当社社外取締役(現任)



井上 龍哉

社外監査役

1980年 1月 井上秋夫税理士事務所入所
 1982年10月 監査法人丸の内会計事務所(現在の有限責任監査法人トーマツ)入所
 1986年 4月 公認会計士登録
 1989年 7月 井上龍哉公認会計士事務所開業
 2010年 6月 当社社外監査役(現任)
 2014年 6月 テクノホライゾン・ホールディングス(株)社外監査役(現任)

社外取締役 選任理由

社外取締役については、当社との人的関係、資本的關係、取引関係その他利害関係はなく、独立役員として指定しています。上田圭祐氏は公認会計士、岩谷敏昭氏は弁護士としての高度な専門的知識・見識を有し、客観的かつ中立的な意思決定および監督・監視に適任と考え、招聘しました。薄井康紀氏は長年にわたり厚生労働行政に携わった豊富な知識・経験を有し、客観的かつ中立的な意思決定および監督・監視に適任と考え、招聘しました。



村中 徹

社外監査役

1995年 4月 弁護士登録
 第一法律事務所(現在の弁護士法人第一法律事務所)入所
 2007年12月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士(現任)
 2014年 5月 古野電気(株)社外監査役(現任)
 2015年 6月 当社社外監査役(現任)
 2016年 6月 (株)カプコン社外取締役(現任)